

# 企業行動憲章に関するアンケート調査結果 主要結果

## <アンケート概要>

### 【調査目的】

- ① 企業行動憲章の2017年11月8日の改定ポイントを中心に、企業会員および団体会員の取り組み状況や事例を把握し、一層の理解促進、取り組みの進展につなげる。
- ② 調査結果や事例を、会員が更なる取り組みを推進する上での参考に供する。
- ③ 多くの企業に共通する推進上の課題を把握し、課題の解決に資する推進ツールの作成や環境整備などにつなげる。
- ④ わが国企業の持続可能な社会の実現に向けた取り組みを、政府や国連機関、海外ビジネス団体など国内外へ積極的に発信し、理解を促す。

### 【回答状況】

	調査対象	回答数	回答率
経団連企業会員	1,373社	302社	22.0%
経団連団体会員	156団体	25団体	16.0%

回答企業の分類：【業種】 製造業 156社 / 非製造業 146社

【規模】 売上高5,000億円以上 135社 / 未満167社

※規模は、ほぼ半数に分かれ、かつ差異が現われていた売上高（単体、連結いずれか）5000億円で区切った。

【調査期間】 2018年3月～6月

2018年7月17日

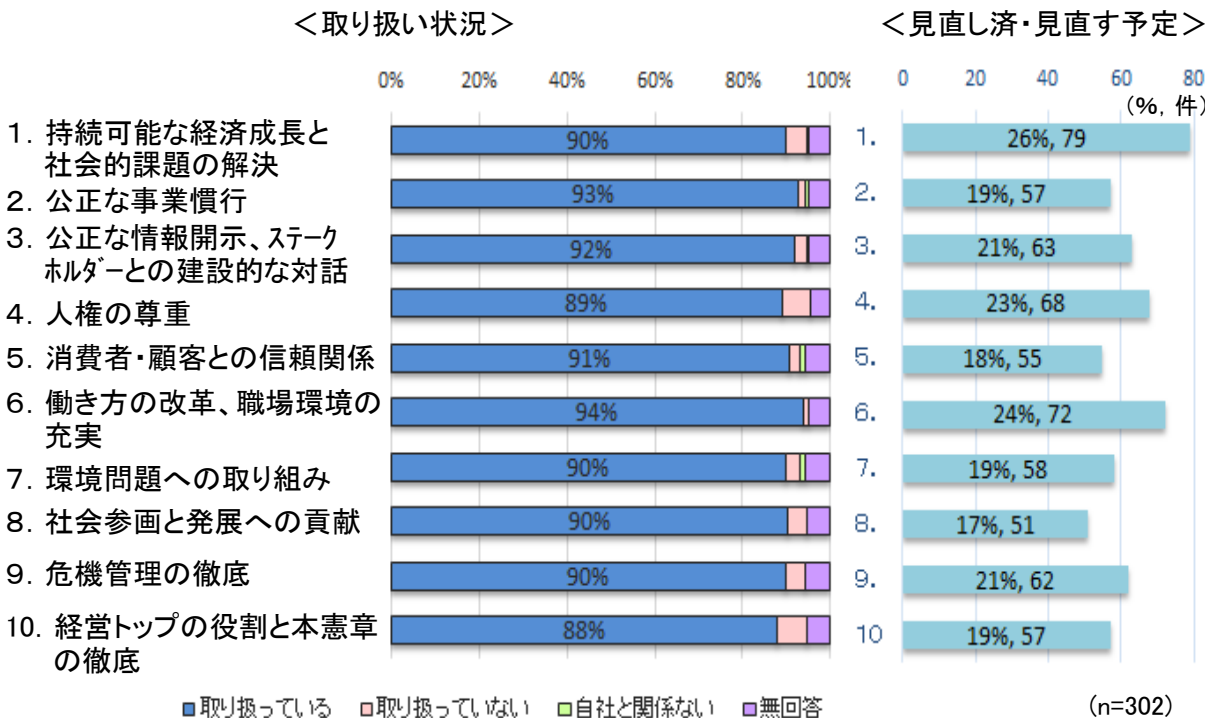
# I. 企業行動憲章の改定を踏まえた取り組み

## 1. 浸透状況と見直し・強化の実施

- 企業行動憲章の10カ条それぞれについて、**回答企業の9割前後**が「**自社またはグループの行動規範や指針、経営戦略、経営計画等で取り扱っている**」と回答。他方、回答率が22%に留まったのは課題。
- 改定を受けて、各条文について**2割前後**の回答企業が「**見直して強化した、2018年度に見直す予定（見直し済・見直す予定）**」。
- 実行の手引きの項目に関する「見直し済・見直す予定」については、新しく設けた項目を中心に、**働き方の改革、人権を尊重する経営、サイバーセキュリティの確保**が上位にきており、改定の効果があらわれている。

【図表 I-1 企業行動憲章各条文の取り扱い状況、見直し済・見直す予定】

【図表 I-2 実行の手引き項目別の見直し】



手引きの項目	%/件
①6-3 働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進	30%/91件
②1-1 Society 5.0の実現に向けたイノベーション	28%/84件
③4-2 人権尊重の方針の明確化、事業活動へ反映	25%/75件
④6-1 多様な人材の活用、ダイバーシティ・インクルージョンの推進	25%/74件
⑤9-5 サイバーセキュリティの確保	24%/72件
⑥4-1 国際的に認められた人権の理解、尊重	24%/71件

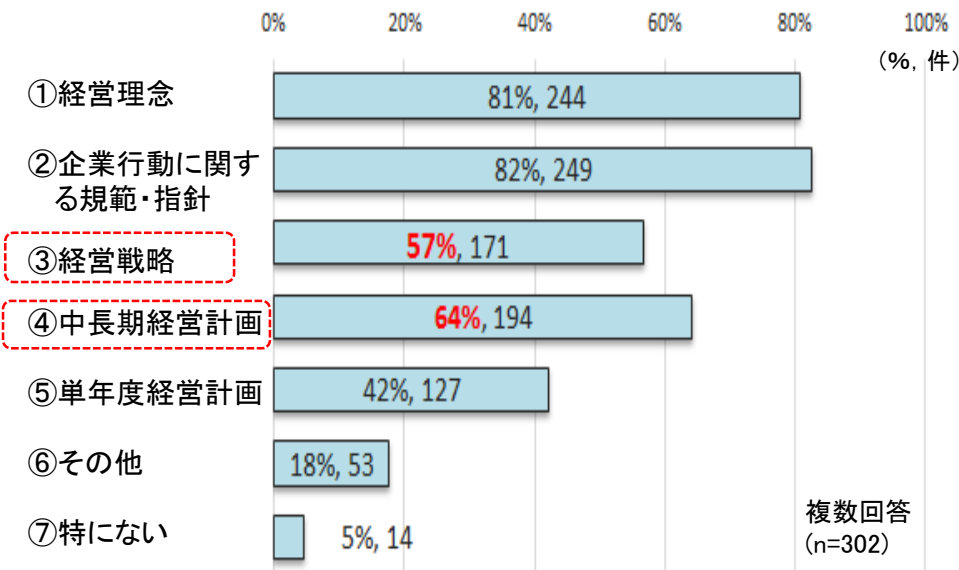
(n=302)

# Ⅱ. 持続可能な経済成長と社会的課題解決への取り組み

## 1. 理念の経営への統合

- ▶ 企業行動憲章の理念である「持続可能な社会の実現」を「経営理念」「企業行動に関する規範・指針」に反映しているとの回答は8割で、「**経営戦略**」や「**中長期経営計画**」は6割前後。さらなる進展のためには、理念を経営戦略や経営計画に落とし込む必要がある。
- ▶ 経営戦略への落とし込みは、業種別では差がないが、規模別では売上高5,000億円未満の企業の方が2割程度少なくなっている。規模にあわせた取り組みに関する情報提供が求められる。

【図表Ⅱ-1 「持続可能な社会の実現」を反映させているもの】



【図表Ⅱ-2 業種／規模別の反映状況】

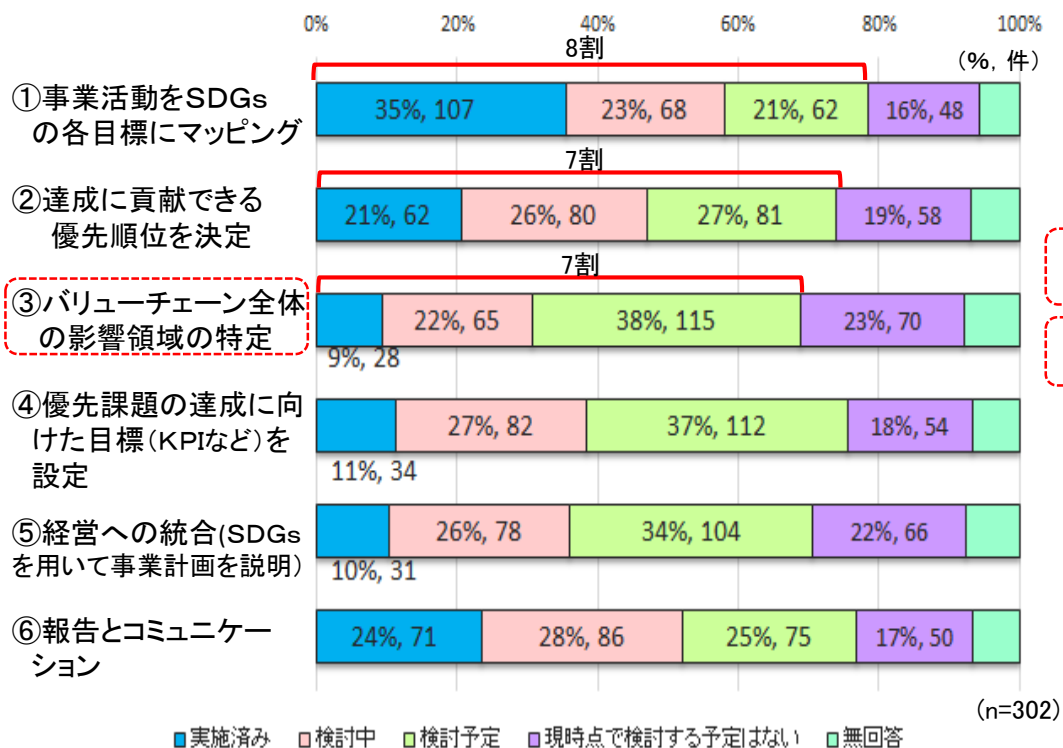
	業種		規模 (売上高5,000億円)	
	製造業	非製造業	以上	未満
① 経営理念	81%	81%	87%	75%
② 企業行動に関する規範・指針	82%	83%	90%	77%
③ 経営戦略	58%	55%	68%	47%
④ 中長期経営計画	61%	68%	75%	56%
⑤ 単年度経営計画	42%	42%	52%	34%
⑥ その他	22%	13%	24%	13%
⑦ 特になし	4%	5%	1%	7%

(n=302)

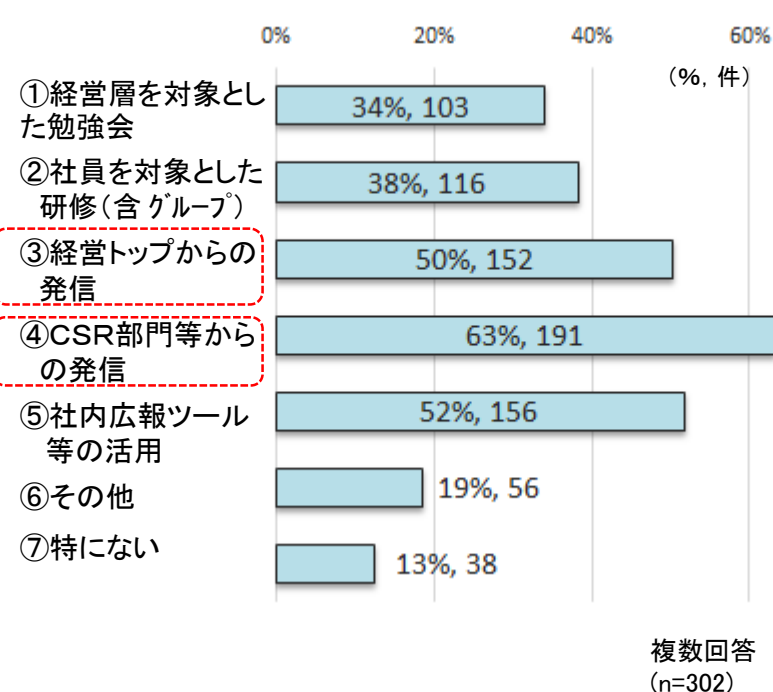
## 2. 持続可能な開発目標(SDGs)への取り組み

- SDGsを活用して既に実施している取り組みについては、SDGsの経営への統合の第1段階とされる「事業活動をSDGsの各目標にマッピング」でも35%となっている。しかし、「検討中、検討予定」の企業が実行に移せば、最も実施が難しい「バリューチェーン全体の影響領域の特定」も含め7割を超える。
- SDGsの社内への理解・浸透に向けた取り組みは、CSR部門や経営トップからの情報発信が経営者向けの勉強会や社員研修に先行。
- 経団連としては、SDGsのさらなる浸透と活用に向けて、ベスト・プラクティスの共有、海外の推進機関と連携したツールの開発、ワークショップの実施など支援活動を拡充することが求められる。

【図表Ⅱ-3 SDGsを活用した取り組み】



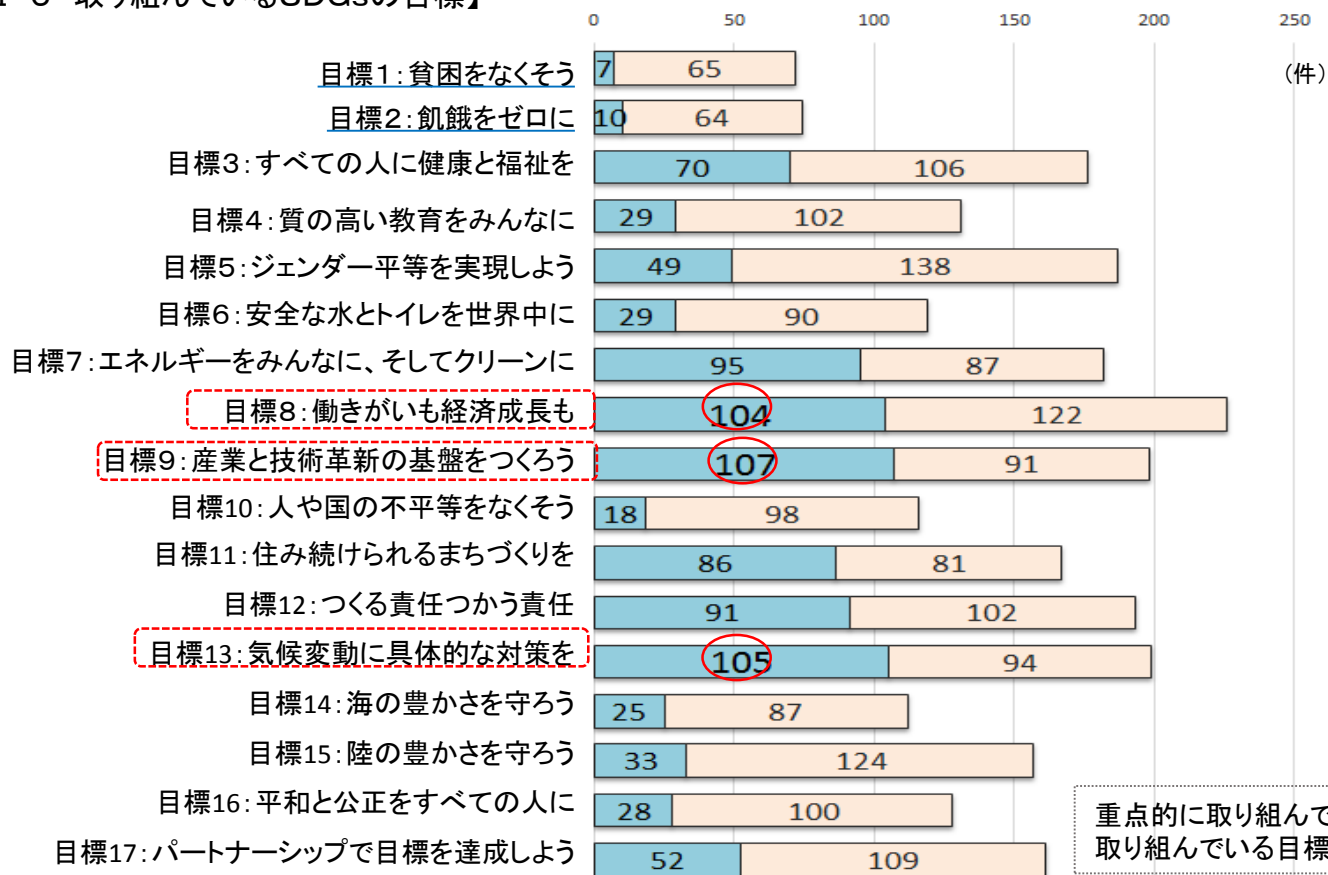
【図表Ⅱ-4 SDGsの理解・浸透に関する取り組み】



### 3. SDGsの17目標への取り組み状況

- 回答企業における重点的な取り組みとしては、①「目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう」、②「目標13：気候変動に具体的な対策を」、③「目標8：働きがいも経済成長も」の順となっている。取り組んでいる目標をあわせた場合でも、同様の傾向となっており、事業との関連が高い経済・環境に関する目標への取り組みが進んでいる。
- 一方、国連が最も重視している貧困や飢餓への取り組みは少なく、これらの目標に企業が取り組むには、より具体的な課題提示や協働のプラットフォームづくりなどが必要になると考えられる。

【図表Ⅱ-5 取り組んでいるSDGsの目標】



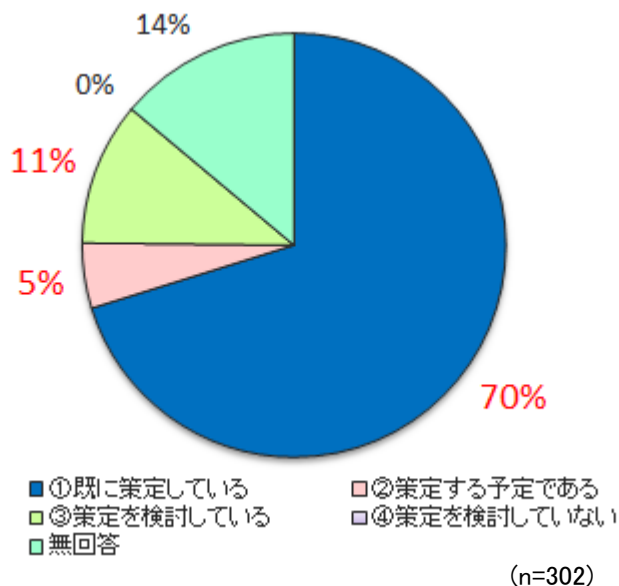
重点的に取り組んでいる目標[◎、1つ]  
取り組んでいる目標[○、複数回答]

# Ⅲ. 人権に関する取り組み

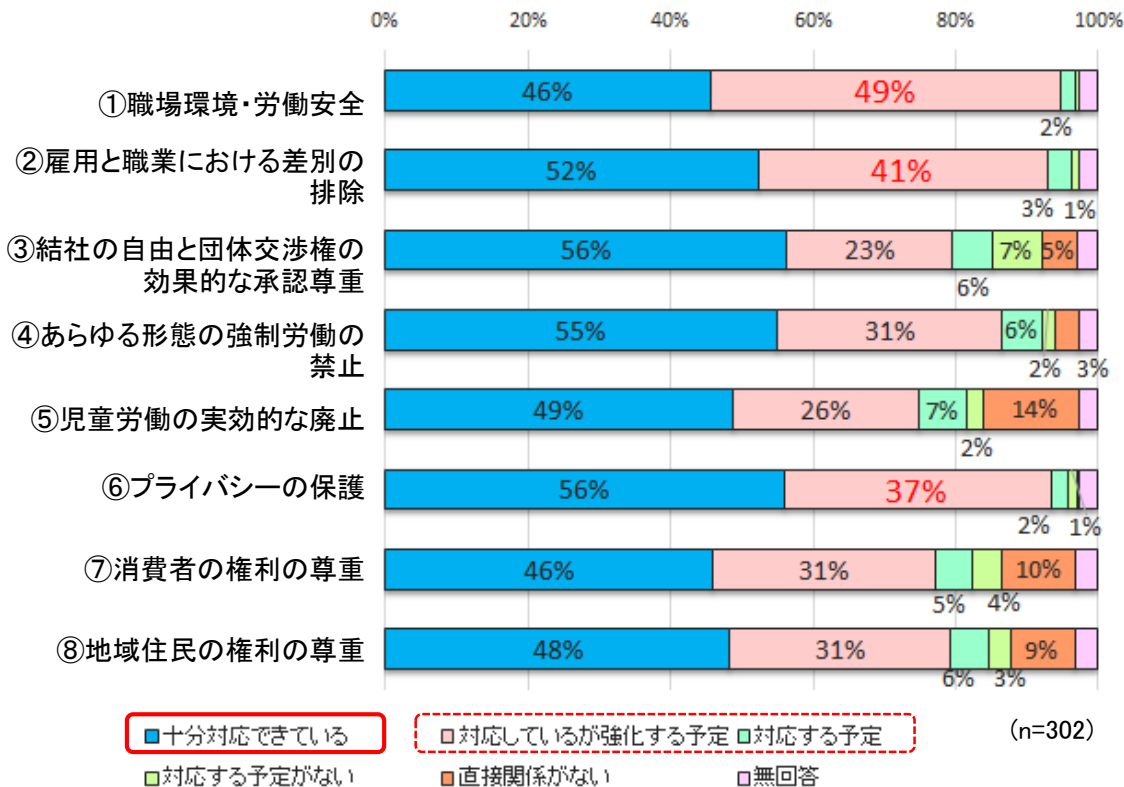
## 1. 人権の尊重に関する方針の策定と対応状況

- 人権の尊重に関する方針は、8割以上の企業が「既に策定」「策定予定」「策定を検討」している。
- 自社およびバリューチェーンにおける人権に関する課題に「十分対応している」との回答は半数に留まっているが、「①職場環境・労働安全」「②雇用と職業における差別の排除」をはじめ、**全ての項目で強化する傾向**が見られる。また、データ社会で重要になっている「⑥プライバシーの保護」を見直す企業も多い。

【図表Ⅲ-1 人権の尊重に関する方針の策定状況】



【図表Ⅲ-2 人権に関する課題への対応状況】





## 2. 人権を尊重する仕組みの導入状況

- 人権を尊重する仕組みとして、体制整備や教育・研修は進んでいる。一方、国連の「ビジネスと人権原則」で求められている、事業活動の人権への負の影響（人権リスク）を特定、防止、軽減し、発生したリスクにどのように対処するかという継続的なプロセス、いわゆる人権デューディリジェンスに関連する項目に取り組んでいる企業は、30%前後に留まっている。
- 国際的に人権デューディリジェンスへの関心が高まる中、日本企業の国際競争力の強化のためにも、更なる取り組みが求められる。

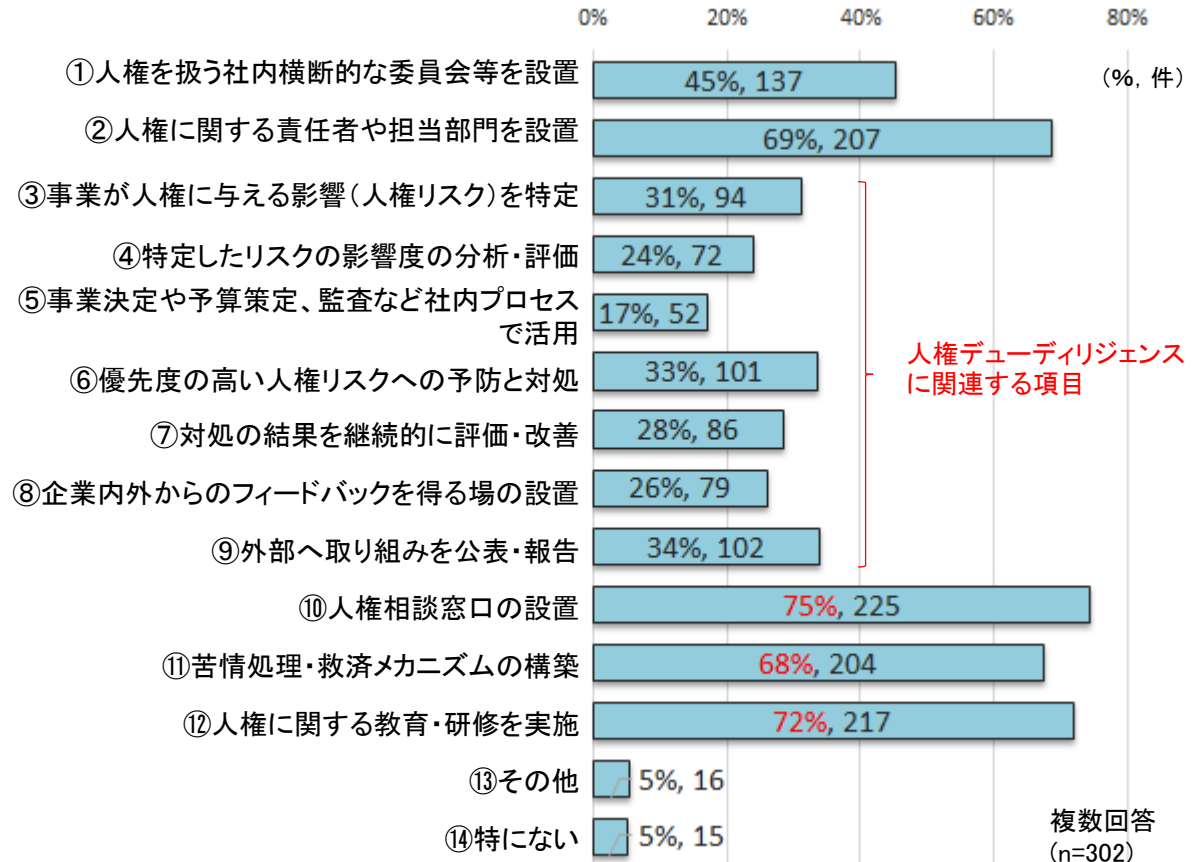
### ビジネスと人権に関する指導原則

2011年に国連人権理事会で採択された原則で、①国家による人権保護の義務、②人権を尊重する企業の責任、③人権侵害を受けた者への救済へのアクセスから構成されている。企業には、人権を尊重する方針の策定、人権デューディリジェンスの実施、負の影響の是正が求められている。また、各国政府には、原則を具体化するために「国別行動計画（NAP）」の策定が推奨されており、日本はSDGs実施指針でNAP策定を約束している。

### 人権デューディリジェンス

自社の事業活動において、人権に負の影響を与える可能性（人権リスク）はないかを分析・評価して特定し、もし可能性があれば、その影響を防止または軽減するための仕組みをつくり、対処する継続的なプロセス。外部への取り組みの公表・報告も求められている。

【図表Ⅲ-3 人権を尊重する仕組みの導入状況】

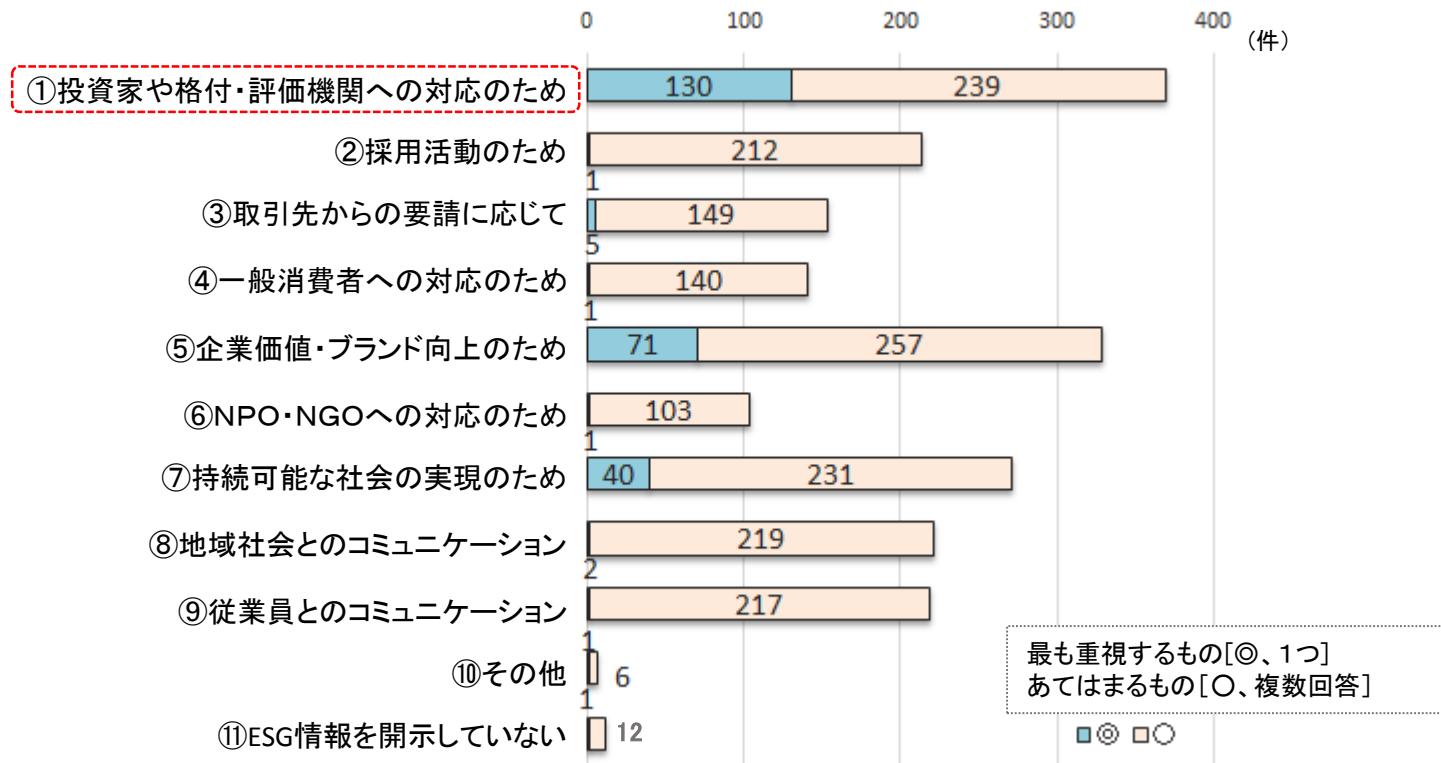


# IV. 情報開示、ステークホルダーとの建設的対話への取り組み

## 1. E(環境)S(社会)G(ガバナンス)情報などを開示している理由

- 最も重視するものでは「投資家や格付・評価機関への対応のため」が多く、「企業価値・ブランド向上のため」、「持続可能な社会の実現のため」が続く。E S G情報は、**主に投資家や格付・評価機関を対象**としているものの、多様なステークホルダーとのコミュニケーション・ツールとなっていることがわかる。
- E S G情報を開示していないとの回答は12社のみ（規模別でみると売上高5,000億円未満の企業）。

【図表IV-1 ESG情報などを開示している理由】

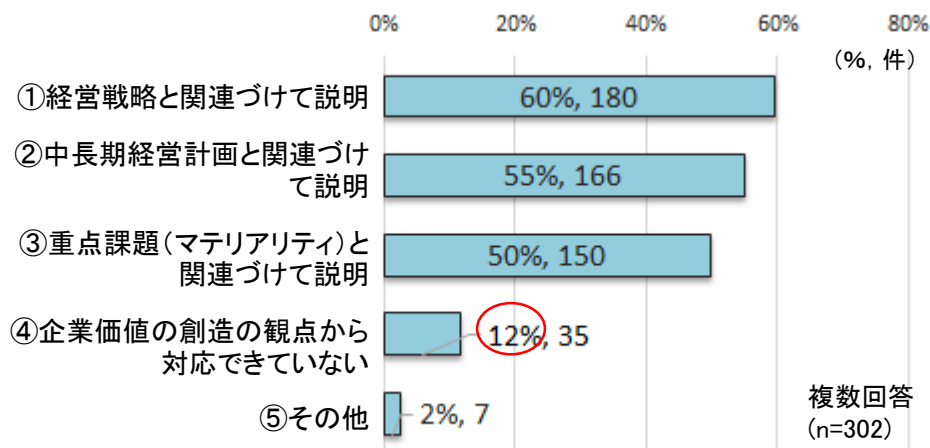




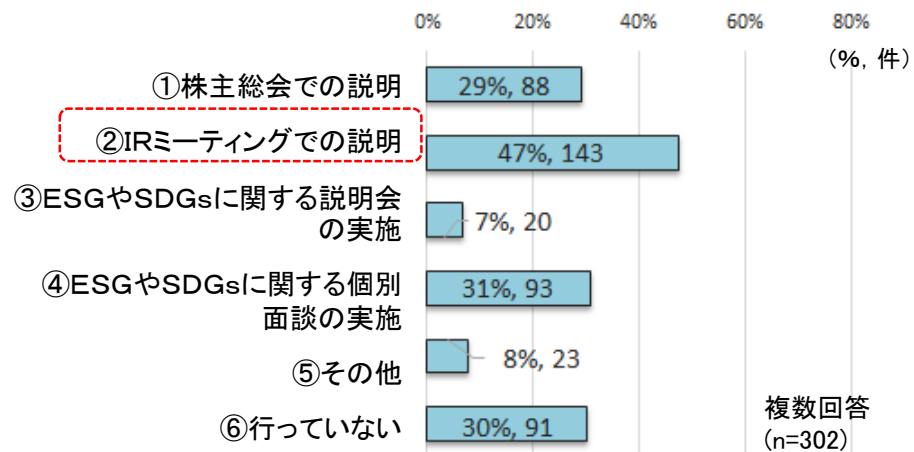
## 2. 企業価値向上のためのESG情報の開示と対話

- ESG情報の開示にあたり、企業価値の向上に資するために、「経営戦略」「中長期経営計画」「重点課題（マテリアリティ）」と関連づけて説明しているとの回答がそれぞれ50～60%。「対応はできていない」との回答は12%。
- 株主・投資家との対話のうち、ESG投資、SDGsへの対応をテーマに行っているのは「IRミーティングでの説明」が最も多い。「ESGやSDGsに関する個別面談」や「株主総会での説明」が3割で、今後の強化が求められる。
- 評価機関や機関投資家における評価をめぐる課題もあり、個別企業だけでなく、日本の産業界全体としての対応も必要になる。

【図表IV-2 企業価値の向上のためのESG情報の開示】



【図表IV-3 ESG投資、SDGsをテーマとする株主・投資家との対話】



### <情報開示・対話に関する課題>

- 非財務情報と企業価値創造ストーリーの関連性がわかる情報開示と対話が必要。
- ESG情報は確立された基準や手法が無く、評価機関の評価精度にバラツキが大きく、開示情報のみで評価された場合、正しい評価がなされないことがある。
- フェアディスクロージャーの現場での運用が課題
- グローバルなESG指数算出会社からの調査は、一方通行の調査手法が主流。双方間でコミュニケーションを取ることができれば、ESGの普及・推進が加速していくと考える。
- 投資家、アナリスト、ESG評価機関ごとに評価基準や重要視する項目が異なり、しかもその評価基準が公表されないため、自社の改善ポイントが定めにくい。

**Keidanren**  
Policy & Action

経団連はSDGsを支援しています。

